株インタープリンツ 箇年 三万八千八百八十円

令 和 年

H

号 \equiv

三月二十 九

曜

日

目

次

警察本部訓令

大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程の一部改正 大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正

)警察本部訓令

大分県警察本部訓令第13号

變圖 喍

校

数恒

籨 州

のように改正する 大分県警察公文書公開事務取扱規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第18号)の一部を次

令和6年3月29日

大分県警察本部長 角 \boxplus 英 思

第2条第4号中「第8号」を「第7号」に改める

第3条第1項中「第4条第1号から第8号」を「次条第1号から第7号」に改める。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする

第7条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第5項中「インターネットによる」を「大

分県警察ホームページ上の」に改める。

第8条中「登載して」を「記録して」に改める。

第10条第1項及び第6項第2号中「うえ」を「上」に改める

まで以外の部分に次のただし書を加える 第11条第4項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号アからウ

ただし、公安委員会又は警察本部長が適当と認めた場合は、電子情報処理組織(県の | して次のように加える

使用する方法による提供により行う。 者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を 機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と請求

を加える。 だし書中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号アからエまで以外の部分に次のただし書 号ア(エ)を削り、同項第2号中「録音テープ、ビデオテープ又はその他の」を削り、同号た 第11条第4項第1号アただし書及び同号ア(イ)中「乾式複写機」を「複写機」に改め、同

記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものを交付する。 ただし、公安委員会又は警察本部長が適当と認めた場合は、電磁的記録媒体(電磁的

エ中「乾式複写機」を「複写機」に改め、「又は公安委員会若しくは警察本部長が適当と認 めた場合は磁気ディスク等に複写したもの」を削り、同号エを同号ウとする。 第11条第4項第3号ア及びイ中「乾式複写機」を「複写機」に改め、同号ウを削り、 司号

第13条第1項を次のように改める。

及び第10項後段において同じ。)は、警務課と協議するものとする。 おいて、審理担当所属(警務課を除く。次項後段、第3項後段、第6項後段、第9項後段 表する者)に係る所属(以下「審理担当所属」という。)が行うものとする。この場合に より指名された審理官(2人以上の審理官が指名された場合にあっては、当該審理官を代 委員会審査請求手続規則(平成28年大分県公安委員会規則第4号)第3条第1項の規定に 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求に関する事務は、大分県公安

事業担当課」を「審理担当所属」に、「警務課と協議して、当該審査請求の却下の手続を行 業担当課」を「審理担当所属」に改め、「及び警務部監察課」を削り、同条第3項中「事務 第13条第2項中「事務事業担当課が」を「審理担当所属が」に改め、同項後段中「事務事 | を「これを却下する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、審理担当所属は、警務課と協議するものとする。

ig|務事業担当課に対し」を加え、「において」を「の規定により」に、「を作成し、公安委員 中「事務事業担当課が、警務課を経由して」を「審理担当所属が、」に改め、同項に後段と る」に改め、同条第5項中「事務事業担当課は、」を「審理担当所属は、事務事業担当課か 会に提出するとともに、その写しを審査請求人及び参加人に送付する」を「の提出を求め 「対し」を「送付するとともに」に、「において」を「の規定により」に改め、同条第6項 ら」に、「送付」を「提出」に改め、 第13条第4項中「事務事業担当課」を「審理担当所属」に改め、「ときは」の次に「、事 「受けた」の次に「ときは、その写しを」を加え、

のように加える。 担当課」を「審理担当所属」に改め、「、警務課と協議の上」を削り、同項に後段として次 第13条第8項中「事務事業担当課」を「審理担当所属」に改め、同条第9項中「事務事業 この場合において、審理担当所属は、警務課を経由して依頼するものとする

この場合において、審理担当所属は、警務課と協議するものとする

警務課に送付するとともに、 警務課に送付する」を削り、「当該審査請求」を「審理担当所属は、裁決書の謄本の写しを 第13条第10項中「事務事業担当課」を 当該審査請求」に改める。 「審理担当所属」に改め、 「とともに、その写しを

この訓令は、令和6年4月1日から施行する

大分県警察本部訓令第15号

雲三 * 喍

傪 ₩ 校

摦

葱苣 籨 M

訓令第21号)の一部を次のように改正する。 大分県警察が保有する個人情報の開示等に関する事務取扱規程(令和 5 年大分県警察本部

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種 \blacksquare 英 思

第2条第4号中「第8号」を「第7号」に改める

第3条第1項中「第4条第1号から第8号」を「次条第1号から第7号」に改める。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする

第7条第1項第6号中「124条」を「第124条」に改める。

の次に「並びに大分県警察ホームページ上の電子申請」を加える 第8条第1項ただし書中「開示請求者」を「開示請求書」に改め、同条第2項中「送付」

第9条第1項第1号に次のように加える

- 本人が電子申請により開示請求をするとき 次に掲げるいずれかの書類
- 電子証明書
- ア又はイに掲げる書類

(イ)において同じ。)」を加え、同号に次のように加える 第9条第1項第2号ア中「以下、イにおいて同じ。」を削り、同号イ中「の書類」の次に (開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。また、複写物は認めない。ウ

- 7 法定代理人が電子申請により開示請求をするとき 次に掲げる書類
- T 電子証明書又は法定代理人本人に係る前号ア又はイに掲げる書類
- 第9条第1項第3号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、 法定代理人の資格を証明するア(ア)から(エ)までに掲げるいずれかの書類 同号に次のように加える。
- Ţ 任意代理人が電子申請により開示請求をするとき 次に掲げる書類
- $\widehat{\mathcal{F}}$ 電子証明書又は任意代理人本人に係る第1号ア又はイに掲げる書類
- 任意代理人の資格を証明する委任状

又は」に、「開示決定通知書が」を「開示請求書が」に改める 類により本人確認を行う」に改め、同条第3項中「開示決定通知又は」を「開示決定通知書 第15条第1項第5号中「を行う」を「を行い、顔写真付きの書類がないときは、複数の書

まで以外の部分に次のただし書を加える。 第17条第4項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号アからウ

する方法による提供により行う。 ただし、公安委員会又は警察本部長が適当と認めた場合は、電子情報処理組織を使用

加える。 第17条第4項第1号ア(エ)を削り、同項第3号アからエまで以外の部分に次のただし書を

記録に係る記録媒体をいう。)に複写したものを交付する。 ただし、公安委員会又は警察本部長が適当と認めた場合は、電磁的記録媒体(電磁的

ディスク等に複写したもの」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を 第17条第4項第3号エ中「又は公安委員会若しくは警察本部長が適当と認めた場合は磁気

- システムにより行うものとする。 情報処理組織をいう。以下同じ。)による開示は、大分県警察ホームページ上の電子申請 において同じ。)と開示請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項
- ロードするものとする 録された公文書の電磁的記録を搬入し、県警情報室は、これを電子申請システムにアップ 前項の場合において、事務担当所属の職員は、県警情報室に開示する保有個人情報が記

第35条第1項を次のように改める

名された審理官(2人以上の審理官が指名された場合にあっては、当該審理官を代表す 審査請求手続規則(平成28年大分県公安委員会規則第4号)第3条第1項の規定により指 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求の処理は、大分県公安委員会

第10項後段において同じ。)は、警務課と協議するものとする。 て、審理担当所属(警務課を除く。次項後段、第3項後段、第6項後段、第9項後段及び Ø 者)に係る所属(以下「審理担当所属」という。)が行うものとする。 この場合におい

次のように加える。 務担当所属」を「審理担当所属」に改め、 務担当所属」を「審理担当所属」に改め、 第35条第2項中「開示請求等」を「開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求」に、 「警務課と協議して」を削り、同項に後段として 「及び警務部監察課」を削り、同条第3項中「事

この場合において、審理担当所属は、警務課と協議するものとする

- 第35条第4項及び第5項を次のように改める。
- の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書(以下「弁明書」 という。)の提出を求めるものとする。 審理担当所属は、審査請求を受理したときは、事務担当所属に対し、法第106条第2項
- 提出を求めるものとする。 読み替えて適用する行政不服審査法第30条第1項の反論書(以下「反論書」という。)の 人及び参加人に送付するとともに、相当の期間を定めて、法第106条第2項の規定により 審理担当所属は、事務担当所属から弁明書の提出を受けたときは、その写しを審査請求

改め、同項に後段として次のように加える。 第35条第6項中「事務担当所属は、警務課を経由して」を「審理担当所属は、大分県」に

この場合において、審理担当所属は、警務課を経由して依頼するものとする

議の上」を削り、同項に後段として次のように加える。 め、同条第8項中「事務担当所属」を「審理担当所属」に改め、同条第9項中「事務担当所 第35条第7項第2号中「開示請求等」を「開示請求、訂正請求又は利用停止請求」に改 |を「審理担当所属」に、「第106第2項」を「第106条第2項」に改め、「、警務課と協

この場合において、審理担当所属は、警務課と協議するものとする。

の写しを警務課に送付するとともに」を加える。 務課に送付する」を削り、「この場合において」の次に「、審理担当所属は、裁決書の謄本 第35条第10項中「事務担当所属」を「審理担当所属」に改め、「とともに、その写しを警

この訓令は、令和6年4月1日から施行する